

令和5年5月8日

保護者の皆様

広島新庄中学・高等学校
校長 荒木 猛

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が改定されました。また、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準を示す規定が加えられました。

学校においては、このことを踏まえつつ感染状況に応じた感染症対策を講じてまいります。御家庭におかれましても、お子様の日々の健康管理と新型コロナウイルス感染症対策に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 生徒本人が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合（陽性）のみ、出席停止扱い

発熱・頭痛・咳・喉の痛み・鼻水の症状があるというだけでは「病欠」として取り扱い、出席停止にはなりません。

2 出席停止の期間の基準について（学校保健安全法施行規則第19条第2号）

新型コロナウイルス感染症へ感染した生徒の出席停止期間は

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

*「発症した日」や「症状が軽快した日」を0日とし、その翌日から起算します。

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

生徒が罹患した場合には、保護者の方が別紙様式「インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による出席停止及び再登校について」に必要事項を記入し、再登校の際に学校へ提出してください。こちらの書面により出席停止期間等を確認させていただきます。

3 濃厚接触者の取り扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われませんため、同居家族が感染した場合も、生徒本人が感染していなければ出席停止の対象にはなりません。

4 感染症対策について

5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止していくために、日々の健康状態の把握、適切な換気、手洗いによる手指衛生や咳エチケット等は引き続き大切なことです。また、発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養してください。登校後に発熱等の症状が見られた場合は、早退措置をとり自宅で休養していただくこともありますので、御協力をお願いいたします。